焼津市農業委員会4月総会議事録

1 日時

令和4年4月15日(金)午後2時~ 午後2時45分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	0	8	村松 章	0	1 5	杉本 芳郎	\circ
2	有谷 歳幸	0	9	鶴橋 俊次	0	1 6	石野 惠一	×
3	小長谷 鈴枝	0	1 0	桜井 亮平	×	1 7	藁科 光生	\circ
4	河合 英夫	0	1 1	石田 芳雄	0	1 8	鈴木 孝治	×
5	深津 三郎	0	1 2	柗村 輝夫	0	1 9	山下 早苗	\circ
6	横山 文哉	0	1 3	村松 正二	0			
7	村田 忠夫	0	1 4	八木 榮志	0			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
 - 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について
 - 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
 - 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
 - 第5号 農地の利用目的変更届出について
 - 第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について
 - 第7号 転用等確認について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可について
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第4号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。			
T-1007F0	総員19名中、ただ今の出席委員は、16名です。よって、農業委員会等に			
	する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会			
	は成立しています。			
 議長	定刻になりましたので、ただ今から令和4年4月総会を開会します。それでは			
職 文				
	初めに、本日の議事録署名人を指名します。2番有谷歳幸委員、19番山下早苗			
	委員の両名にお願いします。それでは報告事項から始めます。 ####################################			
	報告第1号から報告第7号までを一括して議題といたします。事務局の説明を			
-t->t-	求めます。			
事務局	【報告第1号から報告第7号までを朗読】			
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。			
	質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第7号までを承認す			
	ることにご異議ありませんか。			
	【異議なし】			
	異議なしと認め、報告第1号から報告第7号までは、承認することに決定しま			
	した。			
	続きまして、議事に入ります。			
	議案第1号、農地法第3条の規定による許可についての番号1を審議します。			
	それでは、事務局の説明を求めます。			
事務局	【議案第1号、番号1を朗読後、説明】			
	申請地は、焼津市立東益津小学校より北東へ約1km(1,000m)に位置し			
	ている市街化調整区域内の農地です。			
	本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の経営安定のた			
	めに申請に及んだものであります。			
	耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはあ			
	りません。			
	経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相			
	当に該当する案件であると考えます。			
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。			
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。			
地区委員	申請地の現地調査を行いましたが、一方の農地は、毎年農地パトロールで荒廃			
4番	農地として問題になっている農地で、もう一方は、既に譲受人が借り受けて耕作			
	をしている農地であります。			
	これら両方の農地について、所有者が亡くなっているため相続財産管理人が、			
	現在耕作をしている譲受人にまとめて売り渡したいとのことで本申請に及んだも			
	のであります。			
	事務局の説明にありました通り、譲受人は50,0000㎡近くという大規模			

な農地を耕作していて、最近は東益津地区の荒廃農地再生にも意欲的に取り組んでいます。

地区審査でも特に問題はなく、許可相当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

【質疑なし】

質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、 番号1を許可することにご異議ありませんか。

【異議なし】

異議なしと認め、議案第1号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可についての番号2及び議案第3号、農地法第5条の規定による許可についての番号3は、関連する議案でありますので、一括して審議します。

それでは、議案第1号、番号2 及び 議案第3号、番号3について、事務局 の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、番号2を朗読後、説明】

本件は、別件申請の営農型太陽光発電施設設置を目的とする農地法第5条許可申請に関連する区分地上権の設定であります。

営農型太陽光発電施設は、パネルを支える支柱部分の面積が一時転用の面積となり、営農者と転用者が違う場合は、農地に対するパネルが占める面積について、 農地法第3条による区分地上権の設定をしなければなりません。

申請地は、中新田配水場から西へ約700mに位置している市街化調整区域内の農用地区域内の農地であります。

当該施設は、令和元年5月に農地法5条の許可を得て既に建設されているもので、一時転用の期限である3年を迎えることから、営農型太陽光発電施設の設置を継続するための申請です。

営農型太陽光発電施設敷地の下部で水稲を栽培するものです。

事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。

【議案第3号、番号3を朗読後、説明】

本件は、中新田の農地2,666㎡の内0.17㎡について、営農型太陽光発電施設の支柱部分として一時転用したいというもので、先の議案第1号、番号2で説明しました既設の発電事業を継続するための5条申請であります。

申請地は、中新田配水場から西へ約700mに位置している市街化調整区域内の農用地区域内の農地であります。

申請地の東側は水路及び道路、西側は田、南側は道路、北側は道路であります。 審査したところ、本案件は、農用地区域内農地の不許可の例外規定の「一時転 用」に該当する案件であり、転用期間は3年で、その転用期間は適用の範囲内で あること、パネル下部の農地には水稲を栽培する計画で、収量については同一作 物と同等の収量が見込めること、撤去費については、借人が撤去費を負担すると いう合意がなされていること、事業実施の確実性もあることから、事務局判断で

I		
	は、許可相当に該当する案件であると考えます。 	
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。	
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。	
地区委員	4月2日の土曜日に大富地区委員6人全員で現地調査を行いました。	
3番	申請地は中新田の東名高速道路の西側で、藤枝市との境にあります。	
	営農型太陽光発電の3年に一度の更新のための申請です。	
	申請者の自宅に伺ってお話を聞くことができました。困っていることもなく、	
	順調にパネル下の稲作も行っておりました。しっかり管理もできていることから、	
	地区審査では許可相当と判断いたしました。	
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。	
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。	
	【質疑なし】	
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、	
	番号2及び議案第3号、番号3を許可することにご異議ありませんか。	
	【異議なし】	
	異議なしと認め、議案第1号、番号2及び議案第3号、番号3を許可すること	
	に決定しました。	
	次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可についての、番号3について	
	審議します。	
	それでは、事務局の説明を求めます。	
事務局	【議案第1号、番号3を朗読後、説明】	
	申請地は、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ上り線出入口より北西へ	
	約600mに位置している市街化調整区域内の農地です。	
	本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の規模拡大のた	
	めに申請に及んだものであります。	
	耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはあ	
	りません。	
	経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相	
	当に該当する案件であると考えます。	
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。	
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。	
地区委員	ただいま事務局から詳細にわたって説明がありましたので、私の方から特別に	
7番	付け加えることはございません。	
	場所については、スマートインターチェンジ上り線の入り口付近であります。	
	譲受人が、令和2年4月に母から相続した土地です。	
	周辺は農地で、他の田畑に影響を及ぼすことはありません。譲受人は来年の春	
	に教師を退職するため、購入後も十分管理されていくだろうということで、許可	
	相当と判断しました。	
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。	
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。	

【質疑なし】

質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、 番号3を許可することにご異議ありませんか。

【異議なし】

異議なしと認め、議案第1号、番号3は許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についての番号1を審議します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第2号、番号1を朗読後、説明】

本件は、上泉の農地46㎡について、住宅敷地の拡張のため、転用したいという申請であります。

申請人の自宅敷地は、自家用車の駐車スペース等が不足し、不便をきたしていたため、申請地を造成して利用しておりました。

この度、隣接する当該地を住宅敷地として拡張したく本申請に及んだものであります。

申請地は、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ上り線出入口より北西へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。

申請地の東側は宅地、西側は畑、南側は道路、北側は宅地であります。

なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。

審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば 許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局 判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。

地区委員 7番

本案件については、現地確認をして、転用者とお話をしましたが、申請書の内容と異なる部分がありましたので、先週行われた地区代表者会議で、事務局に再度精査をお願いしたところでありまして、その結果、当初の申請書の内容から変更になった部分があります。

私も長いこと農業委員会の仕事をしていますが、改めて現地確認とヒアリングの大切さを実感しました。

案件の説明につきましては、事務局の詳細な説明の通りですので、私から付け加えることは特にございません。地区審査では許可相当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

【質疑なし】

質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、 番号1を許可することにご異議ありませんか。

【異議なし】

異議なしと認め、議案第2号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可についての番号1を審議し

	 +-}-
	ます。
本水口	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号1を朗読後、説明】
	本件は、中里の農地991㎡について、資材置場敷地に転用したいという申請
	であります。
	申請人は、静岡県中部地区を中心に左官業を営む法人です。
	事業所の資材を保管する用地が不足し、当該地を譲り受けて、資材置場を確保
	したく今般の申請に及んだものです。
	申請地の場所は、大井川農協東益津支店より南西へ約300mに位置している
	第3種に該当する農地です。
	申請地の東側は田、西側は宅地、南側及び北側は道路であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば
	許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局
	判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員	現地調査をしましたけれども、現状申請地の一部で野菜は作っていますが、大
4番	部分は草刈りで管理をされているだけでした。今のままよりは、有効活用してい
	ただくのがよいと思います。
	資金計画もしっかりしていますし、隣接する田との境界にも塀を新設するとい
	うことで、周辺へ与える農業上の影響も少ないと思われます。よって、許可相当
	と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、
	番号1を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第2号、番号1は許可することに決定しました。
	次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可についての番号2を審議し
	ます。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号2を朗読後、説明】
	本件は、中新田の農地63㎡について、住宅敷地に転用したいという申請であ
	ります。
	申請人は、現在、愛知県内のアパートに居住しておりますが、家族が増えて手
	狭になってきたことから、妻の父から当該地を貸していただけることとなり、今
	般の申請に及んだものです。
	申請地の場所は、JA焼津営農経済センターより北へ約600mに位置してい
	る、第3種に該当する農地です。
<u> </u>	1

	中建地の東側は畑 再側は学的 東側は学地 北側は学地でも によよ						
	申請地の東側は畑、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地であります。						
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば 許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局						
	判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。						
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。						
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。						
地区委員	申請地は中新田の富士屋の東側にあります。						
3番	使用貸人の長女の家族が増え、現在住んでいるアパートでは手狭になったため、						
	使用貸人の宅地と隣接する畑を一体利用して、分家住宅を建てる申請です。						
	東側に畑がありますが、影響はないと思われるため、地区審査では許可相当						
	判断しました。						
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。						
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。						
	【質疑なし】						
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、						
	│ 番号2を許可することにご異議ありませんか。						
	【異議なし】						
	 異議なしと認め、議案第3号、番号2は許可することに決定しました。						
	 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可についての番号4を審議し						
	ます。						
	それでは、事務局の説明を求めます。						
事務局	それでは、事務局の説明を求めます。 【議案第3号、番号4を朗読後、説明】						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申 請であります。						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申 請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただ						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は農地、北側は水路であります。なお、						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は農地、北側は水路であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は農地、北側は水路であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は農地、北側は水路であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は農地、北側は水路であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、						
事務局	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は農地、北側は水路であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。						
	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は農地、北側は水路であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。						
議長	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は農地、北側は水路であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。						
	【議案第3号、番号4を朗読後、説明】 本件は、道原の農地234㎡について、事業敷地の拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、不動産業を営む法人です。申請人は、自己事業用の駐車場及び資材置場用地の不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、申請地を譲っていただけることになったことから、当該地を事業敷地の拡張として用地を確保したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約500mに位置している、第1種に該当する農地です。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は農地、北側は水路であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。						

	譲受人の事業の拡張と、駐車場不足に伴い、用地の取得を考えていたところ、			
	申請地を譲り受けることになりました。			
	譲り受ける自動車整備工場敷地の一部が農地のため、申請に及んだものであり			
	ます。申請地は、平成17年より宅地の一部として造成されていますので、始末			
	書の提出があります。地区審査の結果、許可相当と判断しました。			
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。			
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。			
	【質疑なし】			
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、			
	番号4を許可することにご異議ありませんか。			
	【異議なし】			
	異議なしと認め、議案第3号、番号4は許可することに決定しました。			
	次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について を議題とします。			
	本議案に関係する村松達雄委員、八木榮志委員、藁科光生委員につきましては、			
	本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。			
	【退室】			
	それでは、事務局の説明を求めます。			
事務局	<議案の朗読・説明>			
	以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業 経営基			
	盤 強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしており、決定をしようとする			
	ものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。			
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。			
	【質疑なし】			
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、			
	農用地利用集積計画を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。			
	【異議なし】			
	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。それでは村松達雄			
	委員、八木榮志委員、藁科光生委員の入室をお願いします。			
	【着席】			
Ì	以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとう			

以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとう ございました。上をもちまして、令和4年4月総会を閉会します。